

佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 本市の文化振興の推進を図るため、佐久市文化振興推進企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 委員会は、次の事項について調査及び検討し、その成果を佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 文化振興計画の推進に関すること。
- (2) 文化振興基金の活用に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、社会教育部文化振興課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、告示の日から施行する。